

2025年9月17日

須坂市ふるさと納税問題の検証と再発防止の取組 ～持続的な発展に向けて～



総務部政策推進課ふるさと納税推進係

01 産地偽装問題の概要

(1) 発覚の経緯

農林水産省

[食料・報道・広報](#)
[政策情報](#)
[統計情報](#)
[申請・お問い合わせ](#)
[農林水産省について](#)

[ホーム](#)
[食料・報道・広報](#)
[報道発表資料](#)
[株式会社日本グルメ市場における「ふるさと納税返礼品」シャインマスカットの不適正表示に対する措置について](#)

プレスリリース

株式会社日本グルメ市場における「ふるさと納税返礼品」シャインマスカットの不適正表示に対する措置について

令和7年3月18日
農林水産省

農林水産省は、株式会社日本グルメ市場（和歌山県有田市新室47番地1、法人番号4170001012486、以下「日本グルメ市場」という。）が、生鮮農産物シャインマスカットの原産地について、「山形県産」と事実と異なる表示をし、ふるさと納税返礼品として販売したことを確認しました。このため、本日、日本グルメ市場に対し、食品表示法に基づき、表示の更正を併せて、原因の究明・分析の徹底、再発防止対策の実施等について指示を行いました。

1.経緯

農林水産省近畿農政局及び関東農政局等が、令和6年10月8日から令和7年2月20日までの間、日本グルメ市場、日本グルメ市場和歌山倉庫（和歌山県有田市新室150番地1の7）及び日本グルメ市場長野営業所（長野県須坂市小島町662）に対し、食品表示法（平成25年法律第70号。以下「法」という。）第8条第2項の規定に基づく立入検査等を行いました。この結果、農林水産省は、日本グルメ市場が、自ら小分けした生鮮農産物シャインマスカットの原産地について、以下の行為を行っていたことを確認しました（附録1参照）。

(1) 「山形県産」であることを認識していたにもかかわらず、発送箱に「長野県産」と事実と異なる表示をし、少なくとも令和元年9月20日から令和5年10月21日までの間に、合計10,987.95kgをふるさと納税返礼品として長野県須坂市に販売したこと。

(2) 「長野県長野市産」、「長野県中野市産」又は「長野県千曲市産」であることを認識していたにもかかわらず、発送箱に同梱したリーフレットに「長野県須坂市で収穫したフルーツ」と事実と異なる表示をし、少なくとも令和6年9月3日から11月8日までの間に、14,293.85kgをふるさと納税返礼品として長野県須坂市に販売したこと。

2.措置

日本グルメ市場が行った上記1の行為は、法第4条第1項の規定に基づき定められた食品表示基準（平成27年内閣府令第10号。以下「基準」という。）第18条第1項の表の「原産地」の項の規定に違反するものです（附録2参照）。このため、農林水産省は、日本グルメ市場に対し、法第6条第1項の規定に基づき、以下の内容の指示を行いました。

表示の内容

- (1) 販売する全ての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の食品については、速やかに基準の規定に従って、適正な表示に更正した上で販売すること。
- (2) 販売していた食品について、基準に従った表示がされていない主な原因として、消費者に対し正しい表示を行うという意識及び食品表示制度に対する認識の欠如並びに食品表示制度についての内容確認及び管理体制に不備があると考えられることから、これらを是めた原因の究明・分析を徹底すること。
- (3) (2)の結果を踏まえ、食品表示に関する責任の所在を明確にするとともに、食品表示の相互チェック体制の強化、販売その他の再発防止対策を適切に実施すること。これにより、今後、販売する食品について、基準に違反する不適正な表示を行わないこと。

農林水産省プレスリリース（2025.3.18）

ア 近畿農政局及び関東農政局が、2024年10月8日～2025年2月20日までの間、日本グルメ市場、和歌山倉庫及び長野営業所に対し、食品表示法第8条第2項に基づく立入検査等を実施。

イ 検査の結果、日本グルメ市場が、自ら小分けした生鮮農産物シャインマスカットの原産地について、以下の行為を行っていたことを確認した。

- ① 「山形県産」であることを認識していたにもかかわらず、発送箱に「長野県産」と事実と異なる表示をし、少なくとも令和元年9月20日から令和5年10月21日までの間に、合計10,987.95kgをふるさと納税返礼品として長野県須坂市に販売したこと。
- ② 「長野県長野市産」、「長野県中野市産」又は「長野県千曲市産」であることを認識していたにもかかわらず、発送箱に同梱したリーフレットに「長野県須坂市で収穫したフルーツ」と事実と異なる表示をし、少なくとも令和6年9月3日から11月8日までの間に、14,293.85kgをふるさと納税返礼品として長野県須坂市に販売したこと。

ウ 農林水産省は、日本グルメ市場に対し、同法第6条第1項の規定に基づき是正等の指示を行った。

01 産地偽装問題の概要

(2) 事件の概要



日本グルメ市場の寄附募集広告

返礼品の産地偽装

(株)日本グルメ市場が他県産・他市町村の果物を須坂産と偽装

- ア 農水省による立入検査等（2024.10.8～2025.2.20）で発覚
 - イ 理事者が混在の事実を覚知（2024.12.16）
（農水省の検査が継続中だったことや、グルメ市場の説明内容から今後の混在はないと判断。農水省の検査結果を待つ方針）
 - ウ 農水省の検査経過報告書を確認する中で産地偽装との認識に至り、これまでの方針を転換し、速やかな追加調査を行うことを決定（2025.3.1）
 - エ 2025年3月10日までにすべての寄附受付を停止、グルメ市場への現地調査を実施（2025.3.28～3.29、4.3）
 - オ 農水省が食品表示法による是正指示・社名公表（2025.3.18）
 - カ 地方税法に基づく総務省による調査（2025.3～2025.5）
 - キ 総務省がふるさと納税の指定団体の取消を公表（2025.6.13）
 - ① 指定取消期間：2025.6.17～2027.6.16
 - ② 基準違反項目（対象期間：2023.10.1～2025.9/30）
 - ▶ 地場産品基準違反(シャインマスカット)（カッコ内※は、須高産の内数）
 - ・基準違反にかかる返礼品発送重量 約293.5トン
（約271.2トン※）
 - ・基準違反にかかる寄附相当件数 約22万6千件
（約20万8千件※）
 - ・基準違反にかかる寄附相当額 約30億4,700万円
（約28億1,900万円※）
- ※須高産も含め、あらゆる産地のものを混ぜて送っており、須高産のものを分離特定できないため、須高産についても基準違反とされた。
- ▶ 募集適正基準違反
 - ・返礼品提供事業者との契約書に、総務省告示で規定する項目が未記載
 - ・産地偽装の疑いがあるにもかかわらず、速やかな実地調査等が未実施

01 産地偽装問題の概要

(3) 事件の影響

ア. 信頼の失墜

- ・本市に対する信頼を大きく損ね、これまで本市を御支援くださった皆様の思いを踏みにじる行為であり、心からお詫び申し上げます。

(市長コメント)

ウ. 返礼品提供事業者への影響

- ・2025年2月25日から順次寄附受付を停止し、3月10日までにすべての寄附受付を停止し、日本グルメ市場を含むすべての事業者への調査を実施することとした。影響は日本グルメ市場以外の事業者にも及んだ。
- ・ふるさと納税とは別の販路開拓を急遽迫られることになった。

オ. 行財政運営への影響

- ・2025年度当初予算の減額（▲34億5,000万円）
31事業（約11億円）の事業を先送り
- ・財政健全化実行宣言（2025.6月）
- ・2026年度当初予算編成に当たっての徹底事項(2025.8月)
 - 総人件費抑制への取組
 - 市主催のイベント事業等の当面の間の休止
 - 各種団体のイベント事業等に対する補助金・負担金を再検討
 - 使用料の改定、指定管理制度、委託事業の内容などの見直し

イ. ふるさと納税の対象団体から除外

- ・2025年6月13日に総務省が、ふるさと納税の対象となる団体から須坂市を除外(指定取消)することを発表
- ・指定取消期間 2025年6月17日～2027年6月16日

エ. 膨大な事務処理

- ・寄附者への対応（お詫び、寄附キャンセル対応等）
- ・返礼品提供事業者への対応（お詫び、経緯等説明）
- ・日本グルメ市場への対応(契約解除、不当利得返還請求等)
- ・実地調査、総務省への報告
- ・議会報告、マスコミ対応
- ・市民への対応（お詫び、経緯等説明）
- ・苦情への対応（電話、メール、市長への手紙等）

02 直面した課題と初動対応

項目	課題等	対応
体制の確立	・体制の強化（人員の増）	・応援職員の緊急招集
寄附者様への対応 (返礼品発送済、申告済)	・お詫び、経緯等の説明、寄附キャンセル対応 (寄附キャンセルにかかる課税関係の整理) ①約20万4千件(2019年～2024年9月) (返礼品発送済、申告済) ②約10万5千件(2024年10月～2025年3月) (返礼品未発送、申告済又は未申告)	・メールでお詫び文を送付(未到達者へは郵送) ・対応期間：2025年5月13日～6月26日 ①への方針：代替品なし、寄附キャンセルできない ②への方針：基準に適合した返礼品の送付 寄附キャンセルに対応
日本グルメ市場への対応	・返礼品事業者登録と中間事業者契約の解除 ・新たな中間事業者の選定 ・市が被った損害への対応	・2025年3月21日付けで資格停止及び契約解除 ・新たな中間事業者の選定（2025年5月30日） ・市が被った損害及び不当利得返還請求
日本グルメ市場以外の返礼品 提供事業者への対応	・お詫び、経緯等の説明 ・先行予約分(グルメ市場受付分)の取扱い ・先行予約分(事業者受付分)を、地場産品基準等 に違反することなく着実に発送できるか。	・先行予約分(グルメ市場受付分)を他事業者へ振分け ・返礼品提供に係る覚書の締結 ・発送前にすべての事業者をヒアリング、実地調査
総務省への報告	・総務省からの「報告の求め」への対応 ・混在量把握のための実地調査（莫大な混在量）	・県市町村課経由で提出（計3回） ・和歌山と須坂にある事業所を調査(3/28～29、4/3)
ポータル、寄附システム等の対応	・停止対応への協議	・既存データの保守のため、契約を継続
議会への報告	・速報、常任委員会・特別委員会等への報告	・可能な限り情報を公開し報告
マスコミ対応	・日々の取材、記者会見、市長定例記者会見	・他の業務と並行対応
第三者委員会の設置	・条例の整備、予算措置、提出資料の整理	・設置(2025年5月14日)、諮問(6/3)、報告書(8/29)
弁護士への相談	・今後の対応策、契約解除や賠償等の法的整理	・顧問弁護士に相談
苦情への対応	・電話、メール等 約1,200件	・電話やメールで1件ずつ丁寧に対応

03 事件の教訓

組織運営上の課題（※は第三者委員会の指摘事項）

① 担当職員への過度な業務の集中

- ※寄附額などに見合う適正な管理体制の検討が不十分なまま事業を継続
- ※職員間の意見交換・情報共有が不足、事務の進め方や状況把握が不十分
(担当事務以外への関心、責任感の希薄さ)
- ※法令等ではなく、担当職員の判断や提案を重要視

② 法令等への認識が不十分

- ※事業者との距離の近さ、職員の倫理意識の低さ
(倫理規程が未整備)
- ※職員や意思決定権者(幹部)の法令等への理解が不足
 - ・法令遵守の意識が希薄

③ 事業者を過度に信頼 マネジメント(管理)不足

- ※過度の信頼によりリスク管理が不足
(事業者の良心を前提とした運営)
- ※特定事業者への偏向意識(仲間意識)
 - ・事業者の制度に対する認識が不足
(制度に対する認識合わせが不足)
 - ・返礼品提供事業者との信頼関係が崩壊

④ 返礼品管理が不十分

- ・返礼品登録時の審査不足
(地場産品基準への適合、集出荷の状況等)
- ※中間事業者が返礼品提供事業者でもあったことの弊害(自身の返礼品への管理の甘さ)
- ※基準違反というリスクに対する管理意識が欠如
- ※立入検査、抜き打ち検査の未実施

04 再発防止策

(1) 課題解決に向けた取組の方向性

(※は第三者委員会の指摘事項)

①担当職員への過度な業務の集中

- ※寄附額などに見合う適正な管理体制の検討が不十分なまま事業を継続
- ※職員間の意見交換・情報共有が不足、事務の進め方や状況把握が不十分
(担当事務以外への関心、責任感の希薄さ)
- ※法令等ではなく、担当職員の判断や提案を重要視

②法令等への認識が不十分

- ※事業者との距離の近さ、職員の倫理意識の低さ（倫理規程が未整備）
- ※職員や意思決定権者（幹部）の法令等への理解が不足
 - ・法令遵守の意識が希薄

③事業者を過度に信頼、マネジメント(管理)不足

- ※過度の信頼によりリスク管理が不足（事業者の良心を前提とした運営）
- ※特定事業者への偏向意識（仲間意識）
 - ・事業者の制度に対する認識が不足（制度に対する認識合わせが不足）
 - ・返礼品提供事業者との信頼関係が崩壊

④返礼品管理が不十分

- ・返礼品登録時の審査不足（地場産品基準への適合、集出荷の状況等）
- ※中間事業者が返礼品提供事業者でもあったことの弊害
(自身の返礼品への管理の甘さ)
- ※基準違反というリスクに対する管理意識が欠如
- ※立入検査、抜き打ち検査の未実施

①組織体制の強化

- ・組織体制の強化と柔軟な人事異動
- ・個人ではなく、組織で事業を推進
- ・職員間の協力体制の構築
- ・(法的)根拠に則った対応

②法令等への理解促進

- ・職員倫理規程の整備と倫理意識の涵養
- ・法令等の学び直しと職員間での認識合わせ
- ・コンプライアンス研修による意識の向上

③事業者と適切な関係を構築

- ・事業者登録やルール違反時の基準を厳格化
- ・事業者研修会の定期開催(法令遵守の徹底等)
- ・緊密かつ円滑な意思疎通
(返礼品提供事業者との信頼関係を再構築)

④返礼品管理の強化

- ・返礼品登録時の審査の厳格化
- ・中間事業者の選定基準、業務委託内容の見直し
- ・定期的な立入検査の実施
- ・抜き打ち検査の導入

04 再発防止策

(2) 取組の内容

① 組織体制の強化

- ・組織体制の強化と柔軟な人事異動
- ・個人ではなく、組織で事業を推進
- ・職員間の協力体制の構築
- ・(法的)根拠に則った対応

- ・管理運営体制を強化 5名→7名（+専任担当課長）、柔軟な人事異動
- ・毎日のミーティングによる意思疎通、協力体制の構築
- ・(法的)根拠に基づいた意思決定（意思決定時のエビデンスの確認の徹底）

② 法令等への理解促進

- ・職員倫理規程の整備と倫理意識の涵養
- ・法令等の学び直しと職員間での認識合わせ
- ・コンプライアンス研修による意識の向上

- ・職員倫理規程の制定と研修、市職員や事業者で共有
- ・制度に関する研修、認識合わせを係全体で実施
- ・関係法令を取りまとめた実施要領の作成（事業者と共有）

③ 事業者と適切な関係を構築

- ・事業者登録やルール違反時の基準を厳格化
- ・事業者研修会の定期開催(法令遵守の徹底等)
- ・緊密かつ円滑な意思疎通
(返礼品提供事業者との信頼関係を再構築)

- ・事業者登録時の審査の厳格化（集出荷場等への立入確認の実施等）
- ・契約書の再整備(産地に関する根拠書類の整備・保存規定、ルール違反時の規定等)と厳格な運用
- ・事業者研修会の定期開催（法令遵守の徹底、制度に対する認識合わせ）
- ・コミュニケーションツールの活用や運用方法の再検討

④ 返礼品管理の強化

- ・返礼品登録時の審査の厳格化
- ・中間事業者の選定基準、業務委託内容の見直し
- ・定期的な立入検査の実施
- ・抜打ち検査の導入

- ・返礼品登録時の審査項目及び審査手順の見直し
- ・中間事業者を返礼品提供事業者にしない、中間事業者への返礼品管理に関する業務委託内容の見直し等
- ・返礼品登録後の産地や品質等にかかる検査項目、検査手順の確立
- ・年間立入検査スケジュールに沿った定期検査の実施（抜打ちも随時）

04 再発防止策

(3)-1 取組の進め方 ①組織体制の強化 ②法令等への理解促進

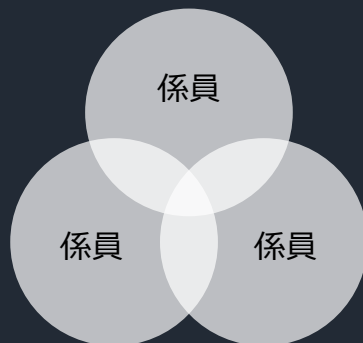
●運営体制（2024年度）

- ▶政策推進課長
- ▶ふるさと納税推進係長含め5名
(縦割業務で職員間の意思疎通が不十分)



●運営体制（2025年度）

- ▶ふるさと納税推進担当課長(専任)
- ▶ふるさと納税推進係長含め7名
(職員間の意思疎通、協力体制の構築)
- ▶職員倫理規程の制定、倫理研修



●運営体制（2026年度～）

【2026年度、2027年度の主な業務】

- ア 人員体制は、事務量に合わせ柔軟に対応
- イ 事業再開後の推進体制、所管部署等について検討
(特に事業者・返礼品に対する管理体制等)
- ウ 再開後は関係部署と連携を図り事業を推進
- エ 制度や倫理に関する研修、係全体で認識合わせ
- オ 関係法令を取りまとめた実施要領の作成(事業者と共有)
- カ 事業の目的、期待される効果、長期的な展望等の検討
- キ 再開に向けた事業運営方針と事業スキームの構築
(ビジョンの明確化とグランドデザイン、運営体制等)
- ク 再発防止策の具現化、具体的取組の実行
- ケ 他自治体の取組や新たな返礼品等の研究
- コ 事業者や寄附者とのつながりを維持
- サ 新規返礼品(提供事業者)の審査・登録(契約)
- シ 新たな中間事業者の選定、契約
- ス 寄附受付システム、ポータルサイトの再開
- セ 寄附受付再開、返礼品の発送管理(検査) など

※再指定は、申請から概ね2～3ヵ月かかるため、寄附募集が再開できるのは、2027年秋頃と見込んでいる。

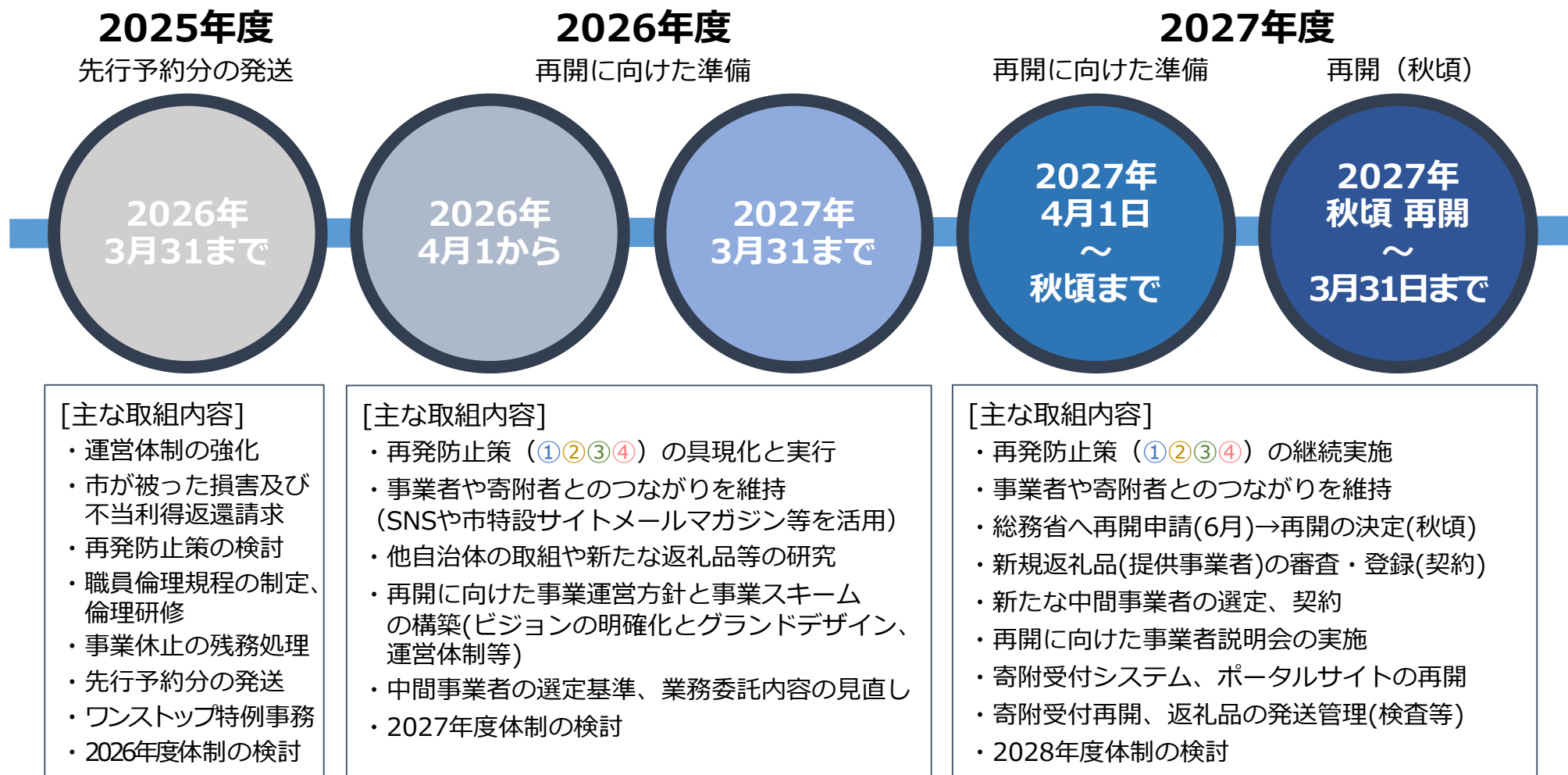
04 再発防止策

(3)-2 取組の進め方 ③事業者管理の厳格化 ④返礼品管理の強化



04 再発防止策

(4) 再開までのロードマップ



05 信頼回復と持続的な発展に向けて～事件の教訓を生かして～



【ポイント1 ～付加価値の提供～】

須坂市が地域課題に対して、具体的にどう解決を図るのか。そのためにどう財源を確保し、寄附者にどのような貢献をして欲しいのか。それらをわかりやすくメッセージとして打ち出し、施策を展開していくこと。

- 地域を応援したいという寄附者の思いを大切に
(地元を応援してもらうという制度の原点を再確認)

⇒ 真心をお届け(返礼品＋付加価値)
(ご縁への感謝、寄附金使途の透明化)

【ポイント2 ～地域の、地域による、地域のための事業に～】

ふるさと納税を通じて地域を活性化し、事業者の成長を後押しすることで、持続可能な地域経済を実現すること。

- 事業の目的、期待される効果、長期的な展望等の検討

⇒ 地域ぐるみによる持続可能な運営
(寄附金の滞留・還元、資金循環)